

品川区障害福祉計画等策定委員会設置要綱

制定 令和2年4月1日区長決定 要綱第106号

制定 令和5年4月1日区長決定 要綱第94号

(設置)

第1条 品川区障害者計画、品川区障害福祉計画および障害児福祉計画（以下「計画」という。）の策定にかかる検討をするため、品川区障害福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、25人以内の委員をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから区長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健・医療関係団体の代表者
- (3) 福祉関係団体の代表者
- (4) 教育関係団体の代表者
- (5) 就労関係団体の代表者
- (6) 障害者団体の代表者
- (7) 公募により選出した区民
- (8) 前各号に掲げる者のほか、区長が必要と認めたもの

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から計画策定完了日までとする。

(委員長および副委員長)

第5条 委員会に、委員長および副委員長各1人を置く。

- 2 委員長は、委員のうちから区長が指名する者とする。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長の指名したものをもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集等)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(専門部会)

第7条 委員長は、特定の事項を審議する必要があると認めるときは、策定委員会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、委員長の指名する委員により、構成する。

3 委員長は、必要があると認めるときは、専門部会の会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉部障害者施策推進課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、別に福祉部長が定める。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。